

令和8年 9 月 30 日

報道関係者各位

生 駒 市

市立保育園、こども園における副食費の誤徴収について

市立保育園、こども園に通園する児童の副食費を誤徴収する事案が発生しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 事件内容

令和8年9月 29 日 16 時ごろ、対象者から「副食費免除の通知がきたが、副食費が引落しされている」と連絡がありました。

調査したところ、9月28日に実施した9月分の副食費の徴収において、令和8年度の市町村民税所得割合算額を基準として徴収するところ、令和7年度の市町村民税所得割合算額を基準として徴収していたことが判明しました。これにより、副食費免除から徴収になった方及び徴収から免除になった方への誤徴収が発生したものです。

2 副食費誤徴収の対象者・誤徴収額

21 世帯 23 名(過徴収額:75,000円、未徴収額:40,000 円)

3 原因

本市では、保育園、こども園に通園する児童の副食費は、4～8月分は前年度の市町村民税所得割合算額を 9～3月分は当年度の市町村民税所得割合算額を基準として算定しています。

そのため、例年、学年が変わる3月と当年度の市町村民税所得割合算額が参照可能となる8月に副食費を算定しています。

本市では、副食費の算定手続きにおいて、副食費免除の判定及び通知作業後に、判定結果を徴収額に反映させるためのシステム操作が必要となります。本事案においては、判定及び通知作業においては正しい処理ができていたものの、徴収額に反映させるための操作ができていなかったため、算定手続き前の状態で徴収処理が行われたことが原因です。

4 見解と今後の対応

このような事態を招き、対象の方にはご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

誤徴収の対象の方には、個別にご連絡するとともに、過徴収となった方にはただちに還付し、未徴収となった方には、支払い方法を相談の上、徴収を行います。

また、本市においては、副食費の徴収額反映作業後に、徴収額に変更があった方を対象に、誤りがないか確認する工程を追加、複数名でチェックする体制を整備することで再発防止を行います。

【問合せ】生駒市教育部幼保こども園課 担当:松田(課長)

TEL 0743-74-1111 (内線 2750)